

重要文化財旧札幌控訴院庁舎耐震・保存活用計画検討会開催要綱

制定：令和5年9月15日 市民文化局長決裁

改正：令和7年6月23日 市民文化局長決裁

（目的）

第1条 旧札幌控訴院庁舎（札幌市資料館）の保存活用方法、耐震補強を含む各種改修及び増築等に係る検討に際して専門的知見を得るため、重要文化財旧札幌控訴院庁舎耐震・保存活用計画検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

（所掌事務）

第2条 検討会の委員は、次の事項についてそれぞれの専門的な立場から助言し、議題について意見交換を行うものとする。

（1）旧札幌控訴院庁舎の保存修理・活用整備に関すること。

（2）旧札幌控訴院庁舎の耐震補強を含む各種修理、バリアフリー対策や増築等に関すること。

（3）その他、旧札幌控訴院庁舎保存修理事業に必要なこと。

（検討会の構成等）

第3条 検討会の委員は、内部委員（札幌市職員）2名、外部委員（札幌市職員以外の者で学識経験を有する者）5名とし、市長が委嘱する。

2 検討会の存続期間及び委員の任期は、令和5年10月11日から令和8年3月31日までとする。

3 オブザーバーとして、文化庁の専門職員を置く。

（委員長及び副委員長）

第4条 検討会には、委員長及び副委員長を置くものとする。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときにはその職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、市民文化局長が必要に応じて招集する。

（報酬）

第6条 市長は、外部委員に対し、予算の範囲内において報酬を支払うものとする。

2 外部委員への報酬の額は、札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）別表に規定する専門委員に準じるものとする。

（庶務）

第7条 検討会の庶務は、市民文化局文化部文化振興課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市民文化局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月15日から施行する。

附 則（令和7年6月23日改正）

この要綱は、令和7年6月23日から施行する。